

令和7年度熊本大学熊本創生推進機構

研究開発室使用規定

熊本大学熊本創生推進機構研究開発室（以下「研究開発室」という。）のご利用に当たっては、下記の内容を遵守して下さい。

研究開発室は、本学の研究成果及び人的資源を活用し、ベンチャー企業の起業化及び起業後の実用化研究の用に供することための場として、熊本大学熊本創生推進機構(以下「KIDO」という。)が管理・運営しており、毎年、利用者を募集して審査の上、有償で利用できる施設です。

1. 管理責任および安全について

各研究開発室の研究代表者を管理責任者とし、実験等における万が一の事故等は、研究代表者が負う事とします。利用者の安全管理、試薬等の管理、セキュリティ管理、防火管理等については、十分に指導、注意喚起を行って下さい。実験等に基づき生じた災害や事故等に関してKIDOは管理責任を負いません。

- ・熊本大学環境安全センターホームページ
(<http://www.esc.kumamoto-u.ac.jp/safety/safety-education.html>)
より「安全マニュアル（一般編）」を参照し、安全と環境への配慮を行う事。
- ・鍵の管理及び施錠を厳正に行うこと。また、建物入り口も同様である。
- ・建物内の喫煙は厳禁とする。
- ・学部学生等の経験の浅い研究員の単独実験は避ける。
- ・学内及び学外の安全査察による指摘事項については、次の通り対応を行う。

- (i) 研究開発室設備あるいは KIDO の備品の構造上や根本的な指摘には産学連携推進課が対応します。ただし、機器や備品を主体的・独占的に利用している研究プロジェクトの利用方法、改造・改変、破損による場合には研究プロジェクトで対応して下さい。
- (ii) 研究プロジェクトの持込分については、研究プロジェクトで対応・経費を支出して下さい。

※上記の内容で、安全への配慮を欠いた重大な違反、警告に繰り返し従わない場合は、研究プロジェクトを中止する事があります。

2. 省エネルギーの実行

省エネルギーや環境保護などを目的とする研究が多数行われており、その実行に当たっても省エネルギー・環境保護を心がけて下さい。従って、研究代表者は利用に当たって、下記を厳守させる事とします。

- ・無人の部屋の照明とエアコンは切ること。
- ・未使用の装置や機器、PCは電源を切る。(可能であればコンセントを抜く)
- ・その他、利用者がいない電灯等は切ること。

3. 設備維持

設備および一部の装置はKIDOの所属・管理となっています。施設の不備や故障については、早急に担当事務に連絡して下さい。ただし、不注意等による破損や故障等、状況に応じてはプロジェクトでの負担を求める事があります。消耗品は利用している研究プロジェクト等で負担することとします。また、部屋や共有部分の清掃と美化にも配慮することとします。

4. 備品等

備え付け備品の持ち出しは不可とします。必要に応じて装置や器具等の持ち込み・使用は任意としますが、穴あけ等の工事が必要な場合や大容量（50A以上）の電気を必要とする装置等は事前に通知して下さい。また、退去時にはすべて撤去し、原状復帰を行うこととします。

5. 館内禁煙

館内は禁煙です。

6. 薬品の使用と廃液

試薬を使用する場合は、試薬利用ルール（安全の手引き参照）に従った上、YAKUMO で管理を行うこととします。毒物及び劇薬は、管理責任者を明示した金属製のロッカーに保管し、必ず施錠して下さい。廃液は本学の廃液ルールに従い、すべてを集め保管して下さい。廃棄等に関しては、所属の部局で行うこととします。

7. その他

7-1 実験内容について

極端に危険な実験、悪臭や騒音、大きな振動を発生するような実験、近隣への影響が生じる実験（害虫発生・電磁ノイズ漏洩等）は行わないで下さい。

7-2 騒音や娯楽

研究開発室で音楽やテレビ等の視聴は禁止します。また、飲酒や大声で騒いだりしないで下さい。

7-3 設備視察等への対応

研究開発室の見学や視察が行われる場合、研究内容のパネル掲示、研究内容の説明等の協力依頼を行うことがあります。

7-4 室内への立入

管理および営繕の目的で、KIDO あるいは産学連携推進課の職員が通知なく研究開発室へ立ち入ることがあります。工事業者等の部外者が入る場合には事前に通知します。

7-5 連絡など

連絡は原則として掲示とメールで行います。事前に申し出のあった代表者に通知されるので、必要に応じて利用者全員への周知・連絡を行って下さい。

7-6 原状回復

研究開発室の利用が終了したとき、又は利用の承認を取り消されたときは、別に定めた備品・機器等の原状回復分担表により、原状に回復して下さい。